

1 第一章

奈良市環境基本計画の考え方

1.1 計画策定の背景

●環境問題の変化

わが国では昭和30年代半ばから、公害や自然環境破壊などの環境問題が顕在化し、大きな社会問題となりました。

昭和40年代からは、環境保全に向けて「公害対策基本法」、「自然環境保全法」等の法律によりさまざまな施策が進められてきましたが、昭和50年代頃から新たな環境問題に直面することになりました。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動や生活様式が定着し、人口や経済活動が都市に集中した結果生じた問題です。自動車による大気汚染、騒音・振動や生活排水による水質汚濁、化学物質による環境汚染への危惧、開発による身近な緑の減少などが主なものです。

このように、今日直面している環境問題は、これまでの公害問題とは異なり、日常の生活や通常の事業活動に起因するとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊問題のように地球規模の広がりと将来の世代にもわたる広がりをもっています。

●国・県の動向

国はこうした環境問題の特質を踏まえ、環境政策の新しい理念や政策の枠組みを確立する必要があるとの判断の下に、平成5年11月、環境に関する分野について政策の基本的な方向を示す「環境基本法」を制定し、これを受けて平成6年12月には国の「環境基本計画」を策定しました。

この、国の環境基本計画においては、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期目標が掲げられ、基本法の理念を実現するための幅広い施策が示されています。これらの新しい取り組みの中で、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築は、国民の積極的な参加が必要となっています。地方公共団体はこれらの実現に向けて、国の施策に準じた施策及びその区域の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進していく役割を担っているとしています。

そこで奈良県では、国の施策に準じ、かつ自然的社会的条件に応じた施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成8年12月に「奈良県環境基本条例」を制定し、平成9年4月1日から施行しています。また、環境基本条例の制定に先立ち、平成7年度において「奈良県環境総合計画」の策定を完了しています。

●奈良市の取り組み

本市においてはこれまで、世界的な歴史的文化遺産の保全とともに、それらと一体となった豊かな自然が保たれ良好な環境を有してきましたが、都市化が進む中で、身近な緑の減少や、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁や近隣騒音問題、廃棄物の排出量の増大などの問題も生じてきています。また、市民生活活動や様々な社会経済活動が地域の環境や地球環境に与える影響は、恵まれた環境条件にある本市においても無視できないものになってきています。

このように、これまでの本市のみの個別の取り組みだけでは解決が困難な問題も多くあり、市民・事業者・観光客等と一体となった取り組みや、国・県への働きかけ、周辺市町村との連携等が必要となっています。

そのため本市は、環境問題の変化や国内外の取り組みを踏まえて、長期的な展望と広域的な視点を持った環境行政の方向性を示すとともに、市民、事業者、観光客等及び市が、それぞれの役割分担の下に環境の保全と創造にかかわる施策の総合的かつ計画的な推進と、環境への新しい対応を図るために、「奈良市環境基本計画」を策定しました。

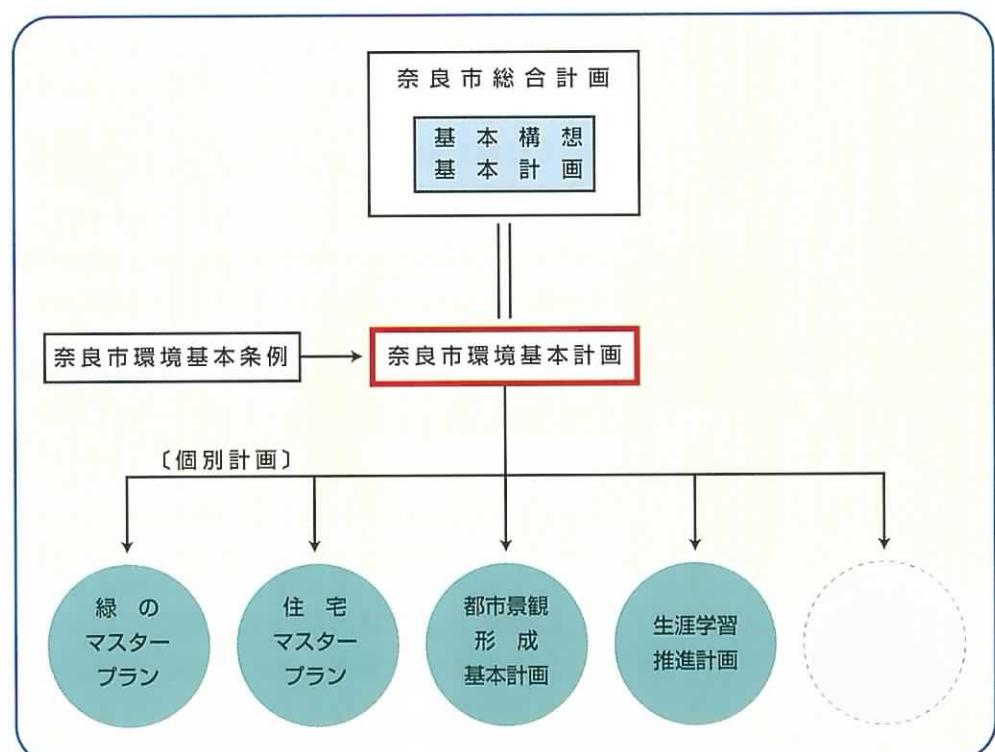
1.2 計画の目的

「奈良市環境基本計画」は、本市の恵まれた歴史的文化遺産や自然を守り育てていくために、市民、事業者、観光客等及び市が協力して、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することにより、環境への影響（負荷）の少ない社会を築き、現在および将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活を実現することを目的とします。

1.3 計画の位置づけ

「奈良市環境基本計画」は、「奈良市環境基本条例」に基づき定められるもので、本市の総合計画を環境面から総合的、体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となるものです。

また、市民、事業者、観光客等の生活や事業活動において環境に配慮する指針となるものです。



1.4 計画の 目指すもの

「奈良市環境基本計画」の策定にあたっては、以下の5項目を念頭においています。

1. 将来世代への継承を考慮した環境像の提示

- ・総合的な視点から環境に関する要素を幅広くとらえ、奈良市の独自性を踏まえて、将来世代に、より良い環境を引き継ぐことができる望ましい環境像を示します。

2. 新しい環境課題への取り組み

- ・地球環境問題や、市民の生活様式の変革などの新しい環境課題に対する取り組みの方針を示します。

3. 参加主体の役割と連携への配慮

- ・計画推進の主体となる市民、事業者、観光客等及び市が一体となった積極的な行動を促すため、各々の役割や連携のあり方等について示します。

4. 組織横断的な取り組みの展開

- ・従来までの環境項目に加え、歴史や自然、まちづくり、環境教育・学習の分野も含めた全市的な取り組みの体系を示し、組織横断的な体制づくりを進めます。

5. 計画の実効性と継続性を重視

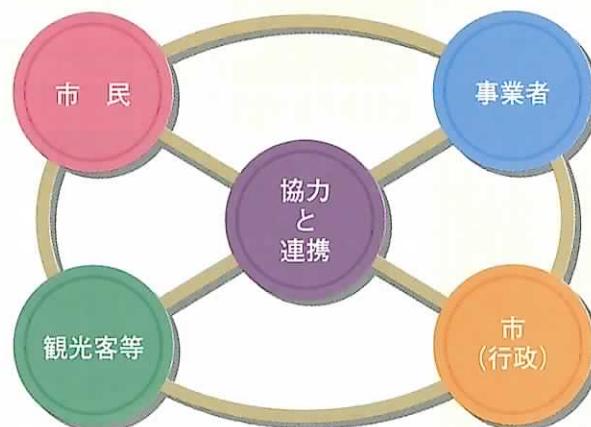
- ・環境行政の方向性と内容を示すだけでなく、計画の実効性と継続性を重視した施策の展開と推進の体制の構築を図ります。

1.5 計画の対象

●主　体：「市民」「事業者」「観光客等」「市(行政)」
を主体としてその役割と行動を示します。

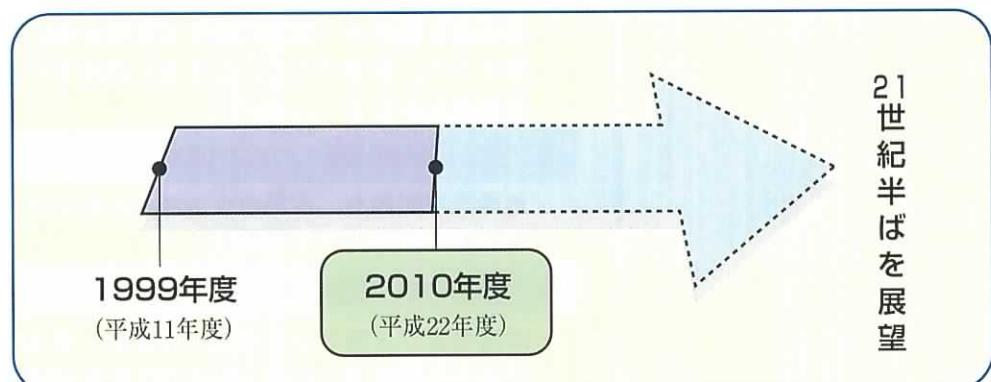
●対象地域：奈良市全域

広域的な対応が必要な事項については、国・県や近隣自治体との協力体制の強化を図ります。



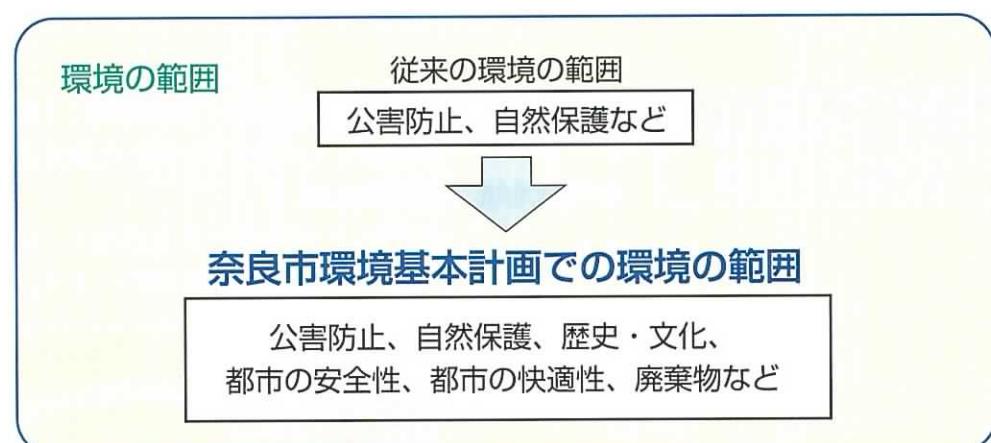
1.6 計画の期間

「奈良市環境基本計画」は21世紀半ばを目指した長期的な計画ですが、着実な進展を図るために、**2010年(平成22年)度**を目標年度とします。ただし、計画の期間内においても、必要に応じて計画の見直しと修正を行い、計画が今後の社会経済状況などの変化に対応できるように努めます。



1.7 計画の範囲

従来の公害防止や自然保護に加えて、歴史や文化、都市の安全性や快適性、廃棄物などを中心に幅広く含めます。また、環境の空間的な範囲としては奈良市内の地域的な環境から、周辺市町村との広域連携を経て、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球環境までを対象とします。



- 歴史環境の保全……歴史的文化遺産、歴史景観など
- 自然環境の保全……植生(森林等)、動物、昆虫など
- 快適環境の創造……都市景観、歩行者空間、緑、水辺など
- 生活環境の保全……大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、化学物質など
- 資源の循環的な利用……ごみ、水、エネルギーなど
- 地球環境保全……温暖化、オゾン層破壊、酸性雨問題など